# 議案第40号資料

## 上尾市社会教育委員会議運営規則改正要旨

### 1 趣旨

現行	社会教育法第17条に規定する職務を行うため会議を開く場合はこの規則の
	定めるところによる。
改正案	上尾市社会教育委員に関する条例第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委
	員の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### \*社会教育法第17条

社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- \*上尾市社会教育委員に関する条例第5条(平成26年4月1日施行) この条例に定めるもののほか、委員に関し必要事項は、教育委員会規則で定める。

#### 2 議長・副議長の任期

これまで社会教育委員の任期が2年であるのに対し、第3条第2項で議長・副議長の任期が1年と定めていた。これを他の附属機関の定めに倣い、任期と同様の2年とするため任期1年の規定を削除した。

### 3 庶務・委任

これまで第6条で書記を置くとしていたが、他の附属機関の定めに倣い、第4条で会議の庶務を教育総務部生涯学習課において処理するとした。また、他の附属機関の定めに倣い、第5条で委任の条文を定めた。

# 上尾市社会教育委員会議運営規則(案) 新旧対照表

(昭和35年上尾市教育委員会規則第1号)

	(咱们33十工尾巾教育安良云规则第1万)
現行	改正後(案)
○上尾市社会教育委員会議運営規則	○上尾市社会教育委員会議運営規則
第1条 上尾市社会教育委員(以下「委員」という。)が、	_(趣旨)
社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条に規定	第1条 この規則は、上尾市社会教育委員に関する条例(昭
する職務を行うため会議を開く場合は、この規則の定める	和49年上尾市条例第36号)第5条の規定に基づき、上
<u>ところによる。</u>	尾市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下
	単に「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定め
	<u>るものとする。</u>
第2条 会議は、必要により、上尾市教育委員会教育長(以	
下「教育長」という。)が招集する。	
第3条 会議の運営上、委員の互選により、議長、副議長各	_(議長及び副議長)_
1人を選出するものとする。	第2条 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選により
	<u>これを定める。</u>
2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任を	**削除**
妨げない。	
3 議長は、会議を主宰する。	<u>2</u> 議長は、 <u>会務を総理し、会議を代表する。</u>
4 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その	3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その

職務を行う。

- 第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くこ 開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって、これを決す る。
- 3 議長は、会議の結果を、文書をもって教育長に報告しな ければならない。
- 第5条 会議の運営上必要があるときは、専門部会を設ける ことができる。
- 第6条 会議に書記1人を置く。
- 2 書記は、教育長が、その補助職員のうちから任命する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務を代理する。

(会議)

- 第3条 会議は、上尾市教育委員会教育長(以下「教育長」 という。)が招集する。
- とができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- \*\*削除\*\*
- \*\*削除\*\*

(庶務)

- 第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理 する。
- \*\*削除\*\*

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必 要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。